

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和6年6月6日（木）午前10時～午前10時24分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 水野忠三 副委員長 鬼頭博和 委員 日比野 走
委員 井上真砂美 委員 伊藤隆信 委員 塚崎海緒
委員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 西村忠寿、消防長 岡本康弘、総務部専門監 齋藤元英、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、税務課長 隅田昌輝、同統括主査 草間千佳子、同統括主査 水野珠美、同統括主査 丹羽真伸、維持管理課長 竹安誠、同統括主査 寺尾健二、会計管理者兼会計管財課長 若森豊子、消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長 加藤正人、同主幹 小川薫、消防署長 伊藤徹、同主幹 伊藤直樹

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第46号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第47号	岩倉市都市計画条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第53号	災害対応特殊救急自動車の購入契約について	全員賛成 原案可決
議案第54号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
陳情第4号	最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第5号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第6号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく
陳情第7号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	聞きおく

総務・産業建設常任委員会（令和6年6月6日）

◎委員長（水野忠三君） 皆様、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

このほか、陳情4件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

総務・産業建設常任委員会では4件御審査いただくということでございます。中には少し分かりにくいところもあるかと思いますので、グループ長以上参加しておりますので、丁寧な答弁に努めてまいります。よろしくお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第46号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 本会議の中で、市民税、固定資産税、特別土地保有税についての減免について、非常に申請書の提出がなくてもよいという規定で、どんな手続が必要なのかというところが、御答弁の中で今後要綱の整備などが必要だということでの検討とされていたんですが、具体的に要綱の整備などをどんなふうになされていくんでしょうか。

◎税務課長（隅田昌輝君） 実際に要綱の整備の、例えばスケジュールが決まっているとかそういったことはございません、今のところですね。

ただ、これまでも大きな災害が起きておりますので、そういったもので検証してみまして、どういったことが必要なのか、例えば本会議でもお答えしましたけど、災害の減免基準をどうやって設けるのかとかですね、そういったことについては議論の余地がありますので、しっかりと丁寧に議論して整備に努めていきたいというふうに考えています。

◎委員（梶谷規子君） 具体的なスケジュールはないということなんですが、そういった基準が示されて、議論の中での状況など、また教えていただきました

いと思います。

次に、65条関係で、新築認定長期優良住宅特例について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があって、要件が該当すると認められた場合ということでの記述が65条にあるんですが、このマンションというのは具体的にどういったマンションなのか教えていただきたいと思います。

◎税務課統括主査（水野珠美君） 該当する物件ですが、1棟の建物に壁などによって区切られた独立した2つ以上の部屋があり、それぞれの部屋が所有権の対象となっている物件になります。いわゆる分譲マンションが該当いたします。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 固定資産税の課税標準の特例措置、わがまち特例の(3)なんですけれども、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創生に係る事業にというやつ、今市内にはないという報告だったと思うんですが、今後これを活用していくという、例えば駅東の開発であるとか、そういったところに活用されていくような予定はありますでしょうか。

◎税務課長（隅田昌輝君） 直接的には建設部門のお話になるのかなというふうに思いますけれども、今お話がありましたとおり、該当するエリアは今現在のところはございません。

ただ今後、岩倉市の都市再生整備計画によって、該当エリアが生ずるという可能性についてはあるのかなというふうに思っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） わがまち特例でバイオマス発電設備というのも岩倉市内にはないということですが、小牧のほうで、企業としてだと思うんですが、バイオマス発電設備の大きなものができてきたと思うんですが、岩倉では今のところそういった、こちらにバイオマス発電設備のようなものができてくるというような状況は見られますでしょうか。

◎税務課長（隅田昌輝君） これも課税部門でお答えするのはどうかというふうに思いますけれども、今のところそういう情報は入ってきておりませんので、バイオマス発電、小牧のお話が出ましたけど、今この条例改正の対象になっているのは、一般木質・農作物の残渣区分というものに対応するものですので、またちょっと小牧にあるものとは少し違うものになるのかなと思いますけれども、そういった施設を設置するといったことについては、今のところ情報は入っておりません。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第46号「岩倉市税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第46号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第47号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第47号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第47号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号「災害対応特殊救急自動車の購入契約について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） これも本会議の中での質疑があつて、落札されたところと、非常に1,000万近くの違いがある中で、装備品など本当に安かろう悪かろうではいけないので、そういった不備なことや職員に非常に使いにくいとかそういったことはないというお答えだったんですが、仕様書に従っているということですが、具体的にどのような確認、装備品などの確認はどんなふうに行われているのでしょうか。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 本会議の中でもお答えさせていただきましたが、こちらから仕様書を示しておりますので、そういった資機材が適正に導入されているのかというのは今後確認していくことになります。

◎委員（塚崎海緒君） どういった装備が積まれるのかなというのがすごく楽しみなんですけど、今回こういうところ、いい装備を入れましたみたいなものがあつたら教えていただけたらうれしいです。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 基本的には現行の救急車両と装備においては大きな違いはありません。

ただ、今回新しく導入するのが自動式心臓マッサージ機といって、隊員が心臓マッサージを行わなくても、その機器が心臓マッサージを適正に行ってくれるというものを導入する予定です。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第53号「災害対応特殊救急自動車の購入契約について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第53号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
続いて、議案第54号「岩倉市道路線の認定について」を議題といたします。
当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 本会議でも、私道から公道になる要件についていろいろ説明があったわけですが、その後、昨日、今日とちょっと現況を見てまいりました。

そうすると、ちょっと道路を見てみますと、砂利道のままで、あるいは側溝もちょっと整備されていないようなんですが、昨日の話と、ちょっと腑に落ちない面がありますが、いかがなものでしょうか。

◎維持管理課長（竹安 誠君） 現地の道路の状況につきましては、今はまだ私道の状態でありまして、おっしゃられたとおり、一部を舗装、一部砂利、側溝も整備されていない状態になっておりますが、今回、認定という形で、市道として認定された後、利用者の方のほうで道路のほうを整備して道路の

認定ができる状態にさせていただいてから、供用開始をしていくという形になります。以上でございます。

◎委員（井上真砂美君） 認定をされてから、寄附を受けて公道にということなのか、ちょっとその辺の流れを教えてくださいたいと思います。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 寄附道路の事務的な流れで順に説明いたしますと、まず土地所有者の方から寄附の協議の申出が来ます。市の中で道路の寄附採納基準に沿った道路であるかという協議を行い、その後に議決という形で認定道として認められるかどうかということをお諮りします。

その後に、道路の認定や工事が行われて、供用開始のときに寄附採納という形で土地として正式に寄附を受けるという形で行いますので、道路の土地の寄附としては一番最後という形になります。そういった形の流れです。

◎委員（井上真砂美君） 寄附された方が、万が一ですけれども、認定後に整備しないとかということが起きた場合もあるのではないかと思いますけれども、そのようなときはいかがなんでしょうか。

◎維持管理課長（竹安 誠君） 最初の協議の段階で、やはり現実的にまず道路の整備ができるかということも含めてお話しさせていただきます。おっしゃられるように、相手方もある話ですので、こういった状況で、できなくなるということは可能性としてはあると思います。

ただ、その中でもやはり基本的には整備をしていけるような形でお話をさせていただいて、最終的にどうしてもできないという話になってくれば、これは残念な話にはなりますけれども、道路の認定を外す、廃止の手続をするという形になります。

◎委員（井上真砂美君） 私道の土地を寄附して、市の道路にさせていただいて、そういう例って今までにも岩倉市としてありましたでしょうか、教えてください。

◎維持管理課長（竹安 誠君） 道路の寄附に際して、途中で認定までした後に取りやめるというケースは、今までちょっと聞いたことはないんですけれども、ちょっと確認したことがないので、今まではなかったかと思います。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、再開します。

◎維持管理課長（竹安 誠君） 失礼いたしました。私道の寄附については、過去をどこまで遡れば確認できるかちょっと分かりませんが、今の段階ではちょっと私どものほうではいつやったというのが確認できておりません。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（塚崎海緒君） 今のお話を伺って、今このタイミングで市道に認定するというこの議案が出てきているんですけど、今しないと、例えばこの後の整備とかができないとか、その補助金が受けられないとか、そういったことがあって、今このタイミングで出てきているんでしょうか。

◎維持管理課長（竹安 誠君） この道路の認定のタイミングと道路の整備のタイミングなんですけれども、やはり整備される方の立場としまして、やっぱり何百万、何千万というふうな金額になってくる場合もありますので、やはり道路として受けてもらうということが確認できないとやはり動けないという部分がありますので、こちらのほう、先に認定のほうをさせていただいております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（伊藤隆信君） 昨日、私も現場をちょこっと見させていただきましたが、あの一角の道路、鍵型の道路ですけど、あれは実際、地主というのは、借地の方も見えるのか、地主で今は、うちが建っていないところもあるんですけど、うちというのは借地とかそういう方は見えるんですか。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 今建っているおうちが借地かどうかというところまでは把握していませんが、土地の所有者としては、道路の予定、寄附予定されているところと沿線に建っている土地、建物の土地も含めて同一の所有者の土地となっております。

◎委員（伊藤隆信君） あそこの土地はどちらかというと古い土地のままで、道路は確かにあったんですけど、借地、土地は借りてうちを建てているという、僕のイメージはそういうイメージがずうっとあの辺は多いような気がいたしますけど、その中で寄附とかそういうことをきちっと手順を踏まれて今回こういう手続になったのでしょうか。

◎維持管理課長（竹安 誠君） 基本、寄附の場合ですと、道路の寄附採納基準というのがございますので、それに沿って相手の方とこの道をどうしていくのかということで協議をさせていただいて、最終的に承諾していくという形を取らせていただいております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第54号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第54号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、陳情第4号「最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくというお声をいただきました。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、陳情第5号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第6号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願い申し上げます。

続いて、陳情第7号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 聞きおくとして各委員において熟読し、勉強していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。